

第8回熊取町公共交通協議会

日時：令和7年2月18日（火）13時30分～

場所：すまいるズ煉瓦館（熊取交流センター）

コットンホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）熊取町地域公共交通計画（案）について

（2）熊取町公共交通協議会財務規程の改正について

（3）その他

・ ひまわりバスに係る新規バス停の設置等について

3. 閉会

熊取町公共交通協議会規約

制定 令和5年2月3日

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、熊取町公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に係る調査及び検討に関すること。
- (2) 公共交通サービスの協議に関すること。
- (3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

2 協議会は、前項各号に掲げる事項について、必要に応じて町に対して提案を行う。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町長又はその指名する者
- (3) 住民（公共交通利用者等）を代表する者
- (4) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (5) 公共交通事業者及びその組織する団体が指名する者
- (6) 町議会議員
- (7) 大阪府泉佐野警察署長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、第4条第2項第1号委員をもって充て、副会長は会長が指名する。

3 会長は、議事その他の会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は会長が指名する。

6 監事は、協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会の会議は原則として公開とする。ただし会長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会等)

第9条 第3条第1項各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に専門部会等を置くことができる。

2 専門部会等の組織、運営その他必要な事項は、協議会が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が別に定めた者をもって充てる。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、町からの負担金、補助金その他収入をもって充てる。

(報償等)

第12条 会長の招集に応じ、協議会に出席した者は報償等を受けることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年2月3日から施行する。

(第4条関係)

熊取町公共交通協議会構成名簿

19名

令和7年2月18日時点

委 員	役 職	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
学識経験を有する者 (第1号)	会長	日本交通学会会員 都市文化地域経済研究学堂 事務局長 博士(経済学) 熊取町まちづくりアドバイザー	イノウエ カオル 井上 馨	
町長 又はその指名する者 (第2号)	委員	熊取町 (総合政策所管部署)	タナカ コウジ 田中 耕二	総合政策部長
	委員	熊取町 (健康・福祉施策所管部署)	イシカワ セツコ 石川 節子	健康福祉部統括理事 (健康・いきいき高齢・ 介護・障がい福祉担当)
住民 (公共交通利用者等) を代表する者 (第3号)	副会長	熊取町自治会連合会会長	コニシ クスカズ 小面 楠一	野田区長
	委員	熊取町長生会連合会会長	マツナミ サトシ 松浪 敏	
	委員	熊取町商工会代表	キヨハラ タケシ 清原 猛志	
	委員	熊取町社会福祉協議会会長	マエダ ミ ホ コ 前田 美穂子	
	委員	公募住民 (公共交通利用者等)	ウエノ トシキ 上野 俊紀	
	委員	公募住民 (公共交通利用者等)	コンドウ ケイイチロウ 近藤 圭一郎	
	委員	公募住民 (公共交通利用者等)	サトウ トモコ 佐藤 智子	
大阪運輸支局長又は その指名する者 (第4号)	委員	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局(総務企画部門) 首席運輸企画専門官	シャカト ヒサオ 釈迦戸 久夫	
	委員	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局(輸送部門) 首席運輸企画専門官	ナカムラ ヨウイチ 中村 洋一	
公共交通事業者 及びその組織する団体 が指名する者 (第5号)	監事	南海ウイングバス株式会社	サヌイ サトシ 讃井 聡	
	委員	一般社団法人 大阪タクシー協会	シバツジ トオル 芝辻 徹	
	委員	西日本旅客鉄道株式会社	スギタ キヨハリ 杉田 精教	
町議会議員 (第6号)	監事	熊取町議会 事業厚生常任委員会委員長	フタミ ヒロコ 二見 裕子	
大阪府泉佐野警察署長 又はその指名する者 (第7号)	委員	大阪府泉佐野警察署 交通課長	オオナカ シュンジ 大仲 俊司	
道路管理者 又はその指名する者 (第8号)	委員	大阪府岸和田土木事務所 管理課課長補佐	シモカワ アキラ 下川 昌	
その他町長が 必要と認める者 (第9号)	委員	大阪府都市整備部 交通戦略室交通計画課長補佐	イモト マサヒコ 井本 昌彦	